

寄 附 禁 止

鹿 屋 市 選 挙 管 理 委 員 会

《 目 次 》

1. 寄附禁止の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 公職の候補者及びその関係者がする寄附	
(1) 公職の候補者がする寄附・・・・・・・・	2
(2) 公職の候補者等の関係会社等がする寄附・・・・・・・・	2
(3) 公職の候補者等の氏名等を冠した団体がする寄附・・・・	3
(4) 後援団体がする寄附・・・・・・・・	3
※ 選挙の一定期間とは・・・・・・・・	4
3. 政治活動・選挙運動に関する寄附	
(1) 候補者等への寄附・・・・・・・・	5
(2) 政治団体（政党・政治資金団体を除く）への寄附・・・・	6
(3) 政党（支部を含む）への寄附・・・・・・・・	6
(4) その他・・・・・・・・	7
4. 特定の寄附	
(1) 国・地方公共団体と特別の利益を伴う契約の当事者がする 寄附・・・・・・・・	8
(2) 国・地方公共団体から利子補給金の対象となっている融資 を受けている会社等がする寄附・・・・・・・・	8
5. 寄附禁止の事例・・・・・・・・	9～17

1. 寄附禁止の概要

◆ 寄附とは・・・（寄附の定義）

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。（法１７９②、規制法４③）

◆ 規制される寄附

1 公職の候補者及びその関係者がする寄附（法１９９の２～１９９の５）

- （１）公職の候補者等がする寄附
- （２）公職の候補者等の関係会社等がする寄附
- （３）公職の候補者等の氏名等を冠した団体がする寄附
- （４）後援団体がする寄附

2 政治活動・選挙運動に関する寄附（規制法２１～２２の９、法１３９） （公職の候補者及び関係者が受ける寄附）

—— 量的規制 ——

- （１）候補者等への寄附
- （２）政治団体（正当・政治資金団体を除く）への寄附
- （３）政党（支部を含む）への寄附

—— 質的規制 ——

- （４）その他

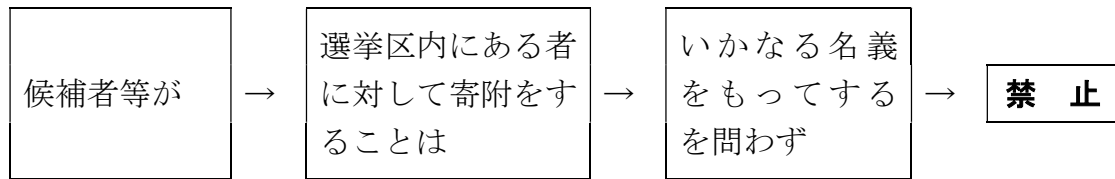
3 特定の寄附

- （１）国・地方公共団体と特別の利益を伴う契約の当事者がする寄附
- （２）国・地方公共団体から利子補給金の対象となっている融資を受けている会社等がする寄附

2. 公職の候補者及びその関係者がする寄附

(1) 公職の候補者等がする寄附（法199の2、199の5③）

【原則】



【例外 ～許される寄附】

① 政党その他の政治団体若しくはその支部への寄附

→ ただし、自分の後援団体（資金管理団体を除く）への寄附は、選挙前の一定期間は禁止
（P4を参照）

② 親族への寄附

民法の親族・・・6親等内の血族及び3親等内の姻族

③ 政治教育のための集会（饗応接待が行われるようなものは除く）に関する必要やむを得ない実費の補償

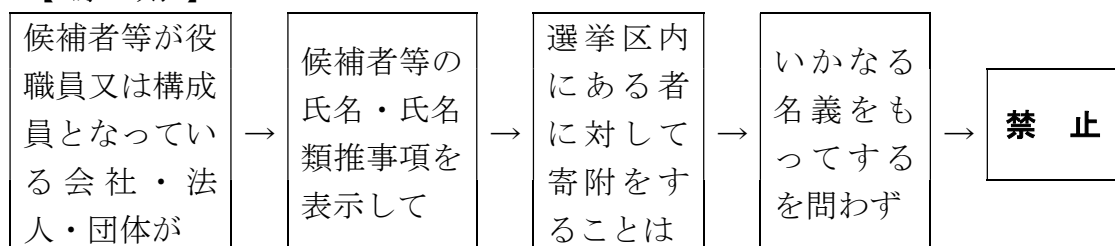
→ ただし、
i. 選挙区内で行われるものに限る
ii. 食事についての実費の補償は不可
iii. 選挙前の一定期間は禁止

* 候補者等を寄附の名義人とする寄附も禁止される（法199の2②）

* 何人も禁止される寄附を勧誘し、又は要求することも禁止される
（法199の2③、④）

(2) 公職の候補者等の関係会社等がする寄附

【原則】

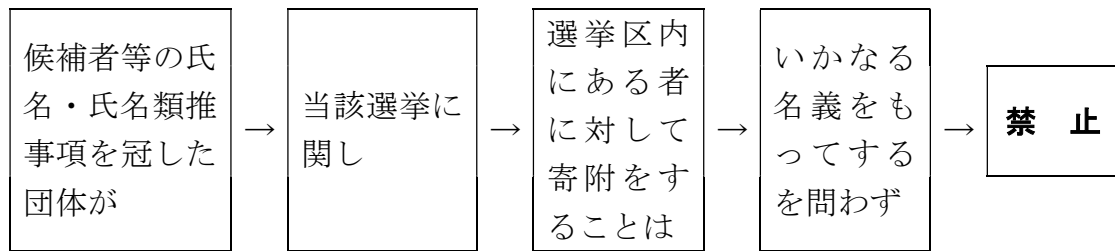


【例外 ～許される寄附】

政党その他の政治団体若しくはその支部への寄附

(3) 公職の候補者等の氏名等を冠した団体がする寄附

【 原 則 】

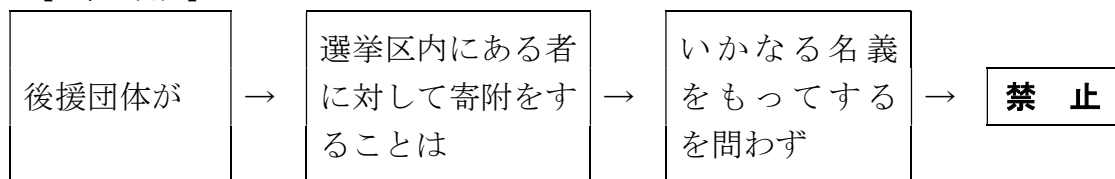


【 例 外 ～許される寄附 】

- ① 政党その他の政治団体若しくはその支部への寄附
- ② 候補者への寄附

(4) 後援団体がする寄附

【 原 則 】



【 例 外 ～許される寄附 】

- ① 政党その他の政治団体若しくはその支部への寄附
- ② 後援している候補者等への寄附
- ③ その団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附
 - ただし、 i. 花輪、供花、香典、祝儀等は不可
 - ii. 選挙前の一定期間は禁止

* 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定期間当該選挙区内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。（法１９９の５②）

※ 選挙の一定期間とは（法１９９の５④）

① 衆議院議員総選挙

任期満了日前９０日 ～ 選挙期日

又は解散日の翌日 ～ 選挙期日

② 参議院議員通常選挙

任期満了日前９０日 ～ 選挙期日

③ 地方選挙

任期満了日前９０日 ～ 選挙期日

＊ 統一地方選挙の特例

選挙の期日前９０日 ～ 選挙期日

④ 再・補欠選挙

事由発生告示日の翌日 ～ 選挙期日

＊ 統一対象選挙（衆・参議）の特例

事由発生告示日の翌日又は選挙
期日前９０日のいずれか遅い日 ～ 選挙期日

3. 政治活動・選挙運動に関する寄附

(公職の候補者及びその関係者が受ける寄附)

(1) 候補者等への寄附

① 個人 → 候補者等への寄附

- ・ 選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止

(規正法 21 の 2 ①)

- ・ 選挙運動に関し、飲食物の提供は禁止 (法 139)

寄 附 の 禁 止	選挙運動に関する寄附 (陣中見舞いを含む)	政治活動に関する寄附 (選挙運動に関する ものを除く) (当選祝いを含む)
金銭による寄附	○	× (規正法 21 の 2 ①)
物品による寄附		
飲食物の寄附 (通常的茶菓を除く)	× (法 139)	○
飲食物以外の寄附	○	○

- ・ 候補者等への寄附の総額は、政治団体への寄附と併せて、年間 1,000 万円以内 (規正法 21 の 3 ③)

- ・ 一人の候補者等への寄附 (物品による寄附を含む) は年間 150 万円以内
(規正法 22 ①)

(2) 候補者等への寄附

① 企業等の団体 (政治団体を除く) → 政治家への寄附

- ・ 一切禁止 (規正法 21 ①)

(2) 政治団体（政党・政治資金団体を除く）への寄附

① 個人 → 政治団体（政党・政治資金団体を除く）への寄附

- ・ 選挙運動に関し、飲食物の提供は禁止（法 139）
- ・ 政治団体（政党・政治資金団体を除く）への寄附の総額は、候補者等への寄附と併せて、年間 1,000 万円以内（規正法 21 の 2 ①）
- ・ 一政治団体（政党・政治資金団体を除く）への寄附は、年間 150 万円以内（規正法 22 ①）

② 企業等 → 政治団体（政党・政治資金団体を除く）への寄附

- ・ 一切禁止（規正法 21 ①）

(3) 政党（支部を含む）への寄附

① 個人 → 政党（支部を含む）への寄附

- ・ 選挙運動に関し、飲食物の提供は禁止（法 139）
- ・ 政党（支部を含む）への寄附の総額は、年間 2,000 万円以内

※ 個別制限はない

（規正法 21 の 3 ① I）

② 企業等 → 政党（支部を含む）への寄附

- ・ 選挙運動に関し、飲食物の提供は禁止（法 139）
- ・ 政党（支部を含む）への寄附の総額は、資本金等に応じて年間 750 万円以内～1 億円以内

※ 個別制限はない

（規正法 21 の 3 ① II～IV、②）

(4) その他

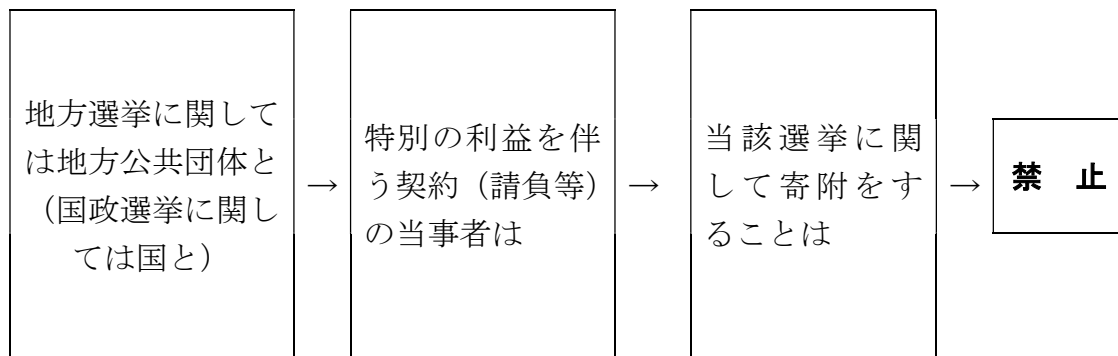
政治活動（選挙運動を含む）に関してされる以下の寄附は禁止

- ① 国から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金の交付を受けた会社
の寄附 (規正法 22 の 3 ①)
- ② 国から資本金、基本金等の全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社
の寄附 (規正法 22 の 3 ②)
- ③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金の交付を
受けた会社の寄附 (規正法 22 の 3 ④ I)
- ④ 地方公共団体から資本金、基本金等の全部又は一部の出資又は拠出を受けて
いる会社の寄附 (規正法 22 の 3 ④ II)
- ⑤ 三事業年度以上欠損を生じている会社の寄附 (規正法 22 の 4)
- ⑥ 外国人、外国法人等からの寄附 (規正法 22 の 5)
- ⑦ 匿名の寄附 (規正法 22 の 6)
- ※ 寄附のあっせんに関する寄附の制限 (規正法 22 の 7)
- ※ 政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限 (規正法 22 の 8)
- ※ 政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払いへの公務員
の関与等の制限 (規正法 22 の 9)

4. 特定の寄附

(1) 国・地方公共団体と特別の利益を伴う契約者の当事者がする寄附

(法199①)

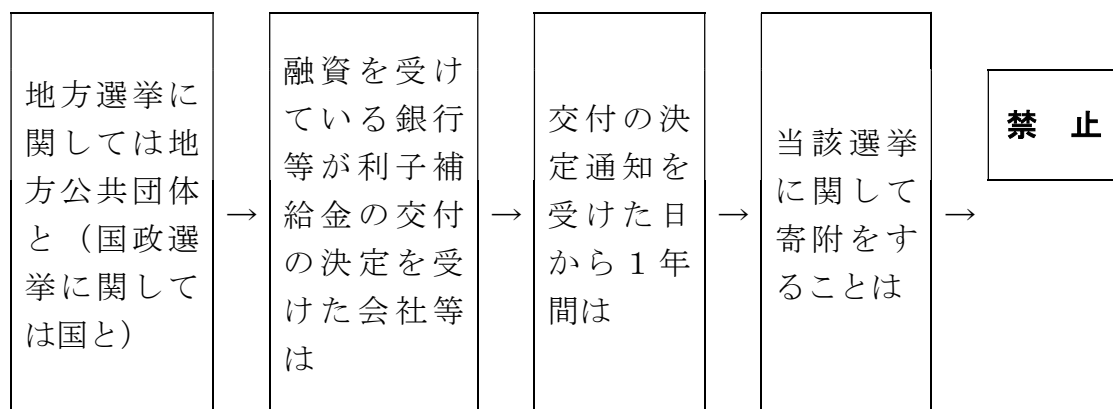


＊ 国と請負契約をしている当事者でも、地方公共団体の選挙に関して寄附をすることは可

(2) 国・地方公共団体から利子補給金の対象となっている融資を受けている会社

等がする寄附

(法199②)



5. 寄附禁止の事例

[原 則]

寄附禁止の対象は、親族を除く選挙区内にある者に対する寄附を禁止するものであり、親族（民法でいう親族：6親等内の血族及び3親等内の姻族）や選挙区外にある者に対する寄附を禁止するものではありません。

Q 1：公職の候補者等が町内会から、夏祭の寄附を求められた。これに応じ寄付金を出すことはどうか。

A 1：選挙区内にある者に対する寄附となるのでできない。
また、町内会についても、禁止されている寄附を求めることはできない。

Q 2：公職の候補者等が市内の知人の結婚に際し、結婚の祝金やお祝いの品を贈ることはどうか。
また、結婚式に招待された場合に、妻や秘書が代理で出席して祝金を出すことはどうか。

A 2：選挙区内にある者に対する寄附となるのでできない。
ただし、結婚式に本人が出席し、その場で出す限り罰則の対象とはならない。（法第249条の2第3項第1号）
したがって、代理出席の場合はできない。

Q 3：公職の候補者等が市内の知人の葬式に際し、自ら出席しその場においてする香典（金銭）の供与又は葬式までの間（「通夜」を含む。）に自ら弔問しその場においてする香典（金銭）の供与はできるか。
また、妻や秘書が代理で葬式に参列し香典（金銭）を出すことはどうか。

A 3：本人が自ら出席または弔問してする香典（金銭）の供与は罰則の対象とはならない（法第249条の2第3項第2号）のでできる。
代理出席、代理の弔問においては、香典（金銭）の供与はできない。

Q 4：公職の候補者等が市内の知人の葬式に際し、自ら出席しその場においてする香典の供与又は葬式までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与において、金銭にかえて線香、生花、花輪等を供与できるか。

A 4：香典は金銭に限られるためできない。

香典は、「死者の霊に供する香に代える金銭」（広辞苑）とされており、金銭に限られるものと解されているため。

また、香典には香典に類する弔意を表すために供与する金銭を含むものとされているので、葬式までの間に自ら弔問しその場においてするものも金銭に限られる。

Q 5：公職の候補者等が密葬に出た後に本葬にも出席した場合、その都度香典を供与できるか。

また、葬儀とは別に「お別れの会」が開催された場合、自ら出席すればそれにも香典の供与できるか。

A 5：「葬式」とは死者を葬る儀式のことをいうのであって、このような儀式であれば密葬、本葬のすべてが含まれるし、また、「葬式」とは宗教色の有無を問わないので、例えば「お別れの会」のような無宗教のものもここにいう「葬式」に含まれる。

公職選挙法第249条の2第3項第2号では自ら出席する「葬式」としか規定しておらず、また香典についての回数制限も規定していないため「密葬」、「本葬」、「お別れ会」いずれも自らが出席し、その場においてする香典の供与をするのであれば可能である。

Q 6：公職の候補者等が葬儀の日に都合が悪く、葬儀の日以降に自らが弔問して香典を供与することができるか。

また、妻などの親族や秘書が葬儀に代理出席して香典を供与できるか。

A 6：公職選挙法第249条の2第3項第2号では、「自ら弔問しその場においてする香典」が認められており、また、「葬式」及び「葬式の日までの間」とされているので、代理出席による香典の供与や以降の供与はできない。葬儀の日以前に自ら弔問し供与をするのであれば可能である。

Q 7：公職の候補者等は、葬儀の際に読経に対するお布施をすることができるか。

A 7：読経等が役務の提供であり、その役務の提供に対する債務の履行と認められる限りにおいては寄附にあたらないと解されておりできる。

Q 8 : 公職の候補者等が喪主の場合、香典をいただいた人に対し香典返しとして品物を贈ることはできるか。

また、香典返しにかえて社会福祉協議会への寄附をすることはできるか。

A 8 : 社会通念の範囲（香典の金額の一部：概ね香典の半額程度）であれば禁止されない。

社会福祉協議会への寄附は罰則をもって禁止される。

Q 9 : 公職の候補者等が年忌祭（１年忌、３年忌、７年忌等）に招待された際に通常一般的な範囲の香典（通常一般的な金額）を供与できるか。

A 9 : 社会通念の範囲であっても公職選挙法第２４９条の２第３項第２号では、「葬式」及び「葬式の日までの間」における「自ら弔問しその場においてする香典」だけが認められており、年忌祭等における香典は認められないので、社会通念の範囲であっても寄附にあたるので罰則をもって禁止される。

Q 10 : 市長が市内の者の葬儀に公費で香典を持っていくことはどうか。

また、秘書課職員が代理で持っていくことはどうか。

A 10 : 市の公費で行う限り、市長個人のする寄附にはあたらないので、選挙区内にある者に対してもできるし、公費で行う寄附の場合、代理者が持参しても問題ない。

ただし、表示については、個人名を入れずに「鹿屋市」のような団体名とすることが望ましい。

Q 11 : 市長が市内の者の葬儀に花輪を出すことはどうか。

A 11 : 市長が個人として出したものではなく、公費で出したものであれば、公職選挙法上違反とはいえない。

ただし、この場合においても公職の候補者等の寄附禁止の趣旨から、誤解を招くことのないよう表示については、個人名を入れずに「鹿屋市」のような団体名とすることが望ましい。

Q 11 : 公職の候補者等が自宅の新築に際し、上棟祝いに餅や貨幣を紙に包んでまくことはできるか。

A 11 : 公職選挙法上違反となり、禁止される。

ただし、大工の棟梁が「縁起ものだから自分のお金でさせてほしい。」として、大工の棟梁自身の金でまくのであれば禁止されない。

Q 1 2：公職の候補者等が会費制でないお祝いごと（新築祝、還暦祝等）に親族でない市民を自宅に招待し、飲食物を提供し、記念品を贈ることができるか。

A 1 2：公職の候補者等が飲食物を提供し、記念品を贈ることは公職選挙法上違反となり、罰則をもって禁止される。

Q 1 3：公職の候補者等が選挙区内の作家の出版記念パーティーに招待されたが、会費が明示されていなかったため、出された料理に相当する額（５，０００円）を出したが問題ないか。

A 1 3：出された料理に相当する額であったとしても、債務の履行としての会費の支払いでなければ寄附にあたりと解されるので、選挙区内にある者に対しては、罰則をもって禁止される。

会費制でないお祝いごと（新築祝、還暦祝、出産祝等）に招待された場合、社会通念上赦される範囲の金品や焼酎などの飲食物を持参し贈ることは寄附にあたるため、罰則をもって禁止される。

Q 1 4：公職の候補者等は、正月に自宅に年賀に訪ずれた選挙区内にある者に対して酒食を提供できるか。

A 1 4：提供することはできない。

Q 1 5：公職の候補者等は、日頃から親しく交流のある選挙区内にある者に対してお中元やお歳暮を贈ることができるか。

A 1 5：贈ることはできない。

Q 1 6：市内の学校の卒業生である公職の候補者等が、その学校の創立記念式典や、各種スポーツ大会の全国大会出場等に対して寄附ができるか。

A 1 6：「選挙区内にある者」とは、その者が選挙権、被選挙権を有すると否とに関わらず、当該選挙区内に住所又は居所を有する者及び住所又は居所を有しないが寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者をいい、かつ自然人及び法人のみでなく、人格なき社団も含まれるため、寄附は禁止される。

なお、それが市外の学校であっても、市内にその支部又はこれに類似する機能をもった事務所若しくは施設があれば、これについても選挙区内にある者に該当するものと解される。

Q 1 7：市のスポーツ行事等で優勝した地区や団体の優勝祝いや反省会等に公職の候補者等がお金や焼酎等を持参して出席することはできるか。

A 1 7：寄附にあたるため、罰則をもって禁止される。

Q 1 8 : スポーツ大会において地元の学校が優勝し、県大会や九州大会に出場することになった際に経費に充てる目的で寄附金を募っている場合、他の一般の住民が寄附する程度の額であれば公職の候補者等であっても寄附できるか。

A 1 8 : 罰則をもって禁止される。

Q 1 9 : 民生委員に対して、市長名の感謝状を渡そうと考えているがどうか。
また、併せて記念品等を贈呈することはどうか。
もし、紙製の感謝状ではなく楯式の感謝状とすることはどうか。

A 1 9 : 紙の感謝状は、それ自体が寄附となるものではないので、市長名を表示しても差し支えない。

記念品を添えることについては、市長個人ではなく公費で贈ることは差し支えないが、記念品の表示は「鹿屋市」とし、市長名が記載された感謝状に「記念品を贈る（又は添え）」の記載は差し控えることが望ましい。

楯式の感謝状については寄附と見なされると思うが、市長個人ではなく公費で贈ることは差し支えない。

ただし、この場合の表示は「鹿屋市」とすることが望ましい。

Q 2 0 : 市長が個人的に市長杯ゴルフ大会を開催し、市長個人で賞品やトロフィーを提供することはできるか。

A 2 0 : 公費でない場合は、罰則をもって禁止される。

Q 2 1 : 市長（あるいは議長）が市内の各種会合に出席する際、交際費（公費）で購入した焼酎等を「鹿屋市長（あるいは鹿屋市議会）」と書いて届けることはできるか。

A 2 1 : 公費で届けることは差し支えない。

Q 2 2 : 公職の候補者等が選挙区内で花火大会を主催し、住民に見せることは差し支えないか。

A 2 2 : 公職選挙法第 1 9 9 条の 2 に違反する。

Q 2 3 : 公職の候補者が日本赤十字社に社費（年額 5 0 0 円以上）を支払うことは寄附にあたるか。

A 2 3 : 社員になるための必要最低限の社費（年額 5 0 0 円）を納付することは、寄附にはあたらないが、当該金額を超えて納付することは寄附となる。

Q 2 4：公職の候補者等が赤い羽根募金等に応じて、通常一般住民が出している金額を募金することは差し支えないか。

また、バッジやネクタイピン等の配布がなされる募金に際し、募金に応じそれなりの金額（約 1, 0 0 0 円程度）を募金することは差し支えないか。

A 2 4：募金の実施主体が選挙区内にある場合には、歳末助け合い等も含め、公職の候補者等は募金に応じ募金することは（募金が原則寄附にあたるため）禁止される。

Q 2 5：公職の候補者が、選挙区内にある者に対して匿名で寄附することはどうか。
また、配偶者や秘書などの名義で寄附することはどうか。

A 2 5：匿名であっても、他人名義であっても、実質上候補者等が寄附するものである限りは、違反となる。

Q 2 6：公職の候補者等が色紙・掛軸等に揮毫し、選挙区内にある者に対して贈呈することはどうか。

また、選挙区内にある者から差し出された色紙にサインをすることはできるか。

A 2 6：色紙・掛軸等は「財産的価値のあるもの」であり、個人としてこれを贈呈することは寄附となる。

公費で出したものであれば、公職選挙法に抵触するものではないが、氏名の表示は差し控え、団体名（鹿屋市）によることが望ましい。

一般的に差し出された色紙にサインをすることは、寄附にはあたらない。

Q 2 7：市長や市議会議員が支給された給与のうちの一定部分を返還することはできるか。

また、具体的に生ずる給与請求権の一定部分をあらかじめ放棄することはどうか。

A 2 7：いずれも寄附に該当すると解される。

国及び地方公共団体についても「選挙区内にある者」から積極的に除外する理由がないため、これらも「選挙区内にある者」に含まれると解されるので禁止される。

したがって、給与の辞退又は返上の問題の処理については、その行為が直ちに社会的公正に反するものとは言い切れない場合もあるだろうが、そのような場合においても、条例を改正し、給与の暫定的な減額措置をとることが適当である。

Q 2 8 : 公職の候補者等が自己の財産を当該市や、当該市を包括する県及び国に寄附することはできるか。

また、貸与することはできるか。

A 2 8 : 公職選挙法第 1 9 9 条の 2 に違反する。

また、貸与も財産上の利益の供与に該当するため、寄附とみなされるため、公職選挙法第 1 9 9 条の 2 に違反すると解される。

Q 2 9 : 公職の候補者等が選挙区内の災害その他に対してボランティア（例えば、口蹄疫の防疫作業に従事するなど）として参加することはできるか。

A 2 9 : 本来は労務に対しては対価が伴うことから、労務の無償提供は寄附とみなされるため、禁止されるものと解される。

Q 3 0 : 日頃より懇意にしている選挙区内にある者が病気入院をした際、公職の候補者等は病気入院見舞金を出せるか。

A 3 0 : 罰則をもって禁止される。

Q 3 1 : 公職の候補者等やその家族の病気入院に対し、選挙区内にある者から入院見舞金をもらった場合、退院後に快気祝いの品物を贈ることができるか。

A 3 1 : 罰則をもって禁止される。

Q 3 2 : 立候補の意志のない者が寄附をした後、諸般の事情から急に立候補することになった。

以前に寄附をしたことは問題はないか。

A 3 2 : 純粹に立候補の意志のなかった時点での寄附については問題にならない。

Q 3 3 : 公職の候補者等と生計が同一の妻が、婦人同士の付き合いの中で旅行土産を貰ったり、贈ったりすることがあるが、問題はないか。

A 3 3 : 純粹な妻の交際として従前から行われているものであれば即禁止されるものではないが、対応によっては公職の候補者等の行為と判断される場合もあるので十分に配慮されたい。

Q 3 4 : 公職の候補者等である甲野太郎が甲野建設株式会社である場合などで、この会社がカレンダーの下部に「甲野建設」あるいは「甲野建設株式会社社長 甲野太郎」と印刷して選挙区内にある者に対して無料で配布できるか。

A 3 4 : カレンダーは、「財産的価値のあるもの」であり、選挙区内にある者に対し、公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社が、公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような方法で寄附することはできないので、配布できない。

Q 3 5 : 公職の候補者等が、催しもののプログラムや町内会の名簿等に協賛するかたちで名刺広告を出すことはできるか。

A 3 5 : 協賛金、賛助金に該当するものは寄附として制限される。

また、現行では、公職選挙法第 152 条により、公職の候補者等のあいさつを目的とする有料広告は禁止されており、その内容によってはこれに抵触すると解されることもある。

Q 3 6 : 市議会議員の後援会の総会等又は後援会が行う見学、旅行において、記念品やお土産を贈ることはどうか。

また、食事や湯茶、菓子を出すことはどうか。

A 3 6 : 饗応接待又は金銭若しくは記念品の供与については、公職選挙法第 199 条の 5 第 2 項に違反する。

「饗応接待」とは、一般的には、酒食の供与、映画・演劇の鑑賞、温泉への招待等で相手方に慰安快楽を与えることである。

記念品やお土産を贈ることは、当該後援団体の設立目的によるとは考えにくく、饗応接待にあたると解される。

しかし、通常用いられる程度の食事の提供は饗応接待にはあたらないと解されている。

公職選挙法では、「通常用いられる程度の食事の提供を除く」と規定していることから、その範囲の食事の提供は一定期間を除き可能であり、当然、この程度にもいたらないもの、例えば、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供も禁止されるものではないと考えられる。

なお、「通常用いられる程度の食事」とは、法第 197 条の 2 で規定する弁当料程度のものと考えられるが、具体的には、その生活環境、社交の程度、経済力等、さらには土地の慣習、時期その他の条件を考えて判断すべきものと思われる。

Q 3 7 : 市議会議員の後援会が主催するグラウンドゴルフ大会において、優勝者（選挙区内にある者）に優勝カップを授けることはどうか。

なお、優勝カップは毎年の優勝者の持ち回りで貸与となる。

また、優勝者等に賞品を贈ったり、参加賞を出すことはどうか。

A 3 7 : 物品の貸与も財産上の利益の供与に該当するため、寄附と見なされる。

ただし、グラウンドゴルフ大会が当該後援団体の設立目的により行われる行事である場合は、選挙前の一定期間内にされるものを除き違反とはならない。

また、優勝者に高額な賞品を贈ることは当該後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関するものとは認められない場合が多く、「祝儀」としてされる寄附にあたると認められる場合もあると考えられる。

参加賞や賞品を贈ることについては、金額の程度や、行事等が後援団体の設立目的により行われる行事又は事業と認められるか等により違反となる場合もあるので注意が必要と思われる。

Q 3 8 : 市の美術館建設計画に際し、市が負担する費用に充てる目的で、「美術館建設資金を集める会」を市議会議員有志で組織し、議員は毎月一定額をこの会に支払うことは差し支えないか。

A 3 8 : 寄附と解されるため、公職選挙法第 199 条の 2 寄附禁止に違反する。

Q 3 9 : 市議会議員選挙に立候補するため市役所を退職した者が、同市職員等に対しビール券を寄附しようとする時は、その寄附が退職に際し同市職員で構成される親睦団体から餞別金を贈呈されたことへの返礼等の趣旨でその合計金額の範囲内でされたものであり、かつ、返礼をすることが市役所において慣行化していた場合においては差し支えないか。

A 3 9 : 寄附と解されるため、公職選挙法第 199 条の 2 寄附禁止に違反する。

Q 4 0 : 震災、水害等の災害などの被災地の市長が鹿屋市役所を訪問した際に、当該市長に対し、鹿屋市議会議員が被災地支援のための義援金を直接手渡すことはできるか。

A 4 0 : 「選挙区内にある者」とは、当該選挙区内に滞在する者も含まれるため、選挙区内で義援金を手渡すことは禁止される。

【メ モ】

法	:	公職選挙法
施行令	:	公職選挙法施行令
規正法	:	政治資金規制法